

公立大学法人横浜市立大学グローバル都市協力研究センター設置規程

制 定 平成 23 年 4 月 1 日規程第 177 号

最近改正 令和 5 年 4 月 1 日規程第 32 号

(目的及び設置)

第 1 条 都市が抱える諸課題を都市と都市にある大学及び国際機関や NGO 等と協働して解決することを通じて、地域から国際貢献に寄与すること、並びに国際的な教育研究交流を通じて、グローバルな視野を持った人材を育成することを目的とした「アカデミックコンソーシアム（持続可能な都市社会のための大学コンソーシアム）事業（以下「本事業」という。）」を推進するため、横浜市立大学にグローバル都市協力研究センター（以下「センター」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 センターは以下の業務を所管する。

- (1) 本事業の運営及び推進に関すること
- (2) センターの管理運営に関すること
- (3) 本事業に参加する大学及び国際機関等における連携協力の推進に関すること
- (4) 本事業に参加する大学及び国際機関等における教育研究交流の推進に関すること
- (5) その他目的達成のために必要なこと

(研究教育開発部門)

第 3 条 センターに研究教育開発部門を置く。

- 2 研究教育開発部門には、教育研究活動及び外部研究費の獲得に向けた活動のため、都市の課題分野別のユニット及び分野横断プロジェクト等を置く。

(事務支援部門)

第 4 条 センターに事務支援部門を置く。

- 2 事務支援部門は、次の事務を行う。

- (1) 研究教育開発部門におけるユニット及びプロジェクトの進行管理
- (2) 本事業に参加する国内外大学並びに行政及び国際機関等との交渉及び連絡調整
- (3) その他センターの運営に必要な事務

- 3 センターは、アカデミックコンソーシアム総会の決議をうけ、アカデミックコンソーシアム事務局を兼ねることができる。この場合の事務は事務支援部門が行う。

(組織)

第 5 条 センターに、次の職員を置くことができる。

- (1) GCI センター長（以下「センター長」という。）
- (2) GCI 副センター長
- (3) シニアアドバイザー
- (4) ユニットリーダー
- (5) ユニットメンバー
- (6) 特任助教

- (7) アカデミックコンソーシアムコーディネーター
- (8) グローバル推進室担当
- (9) その他センター長が特に必要と認めた者

2 前条第3項の場合、センターにアカデミックコンソーシアム事務局代表を置く。
この場合の事務局代表は、センター職員のうち、センター長が命ずる者をもってあ
てる。

(GCI マネジメント会議)

第6条 センターに GCI マネジメント会議を置く。

(事務局)

第7条 センターの事務局は、グローバル推進室が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し、必要な事項は、センタ
ー長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年規程第 78 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年規程第 32 号)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。